

特定非営利活動法人ひなたぼっこ(居宅介護支援事業)運営規程

〔事業の目的〕

第1条 特定非営利活動法人ひなたぼっこが開設する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にもとづく指定障害者居宅介護等事業所〔居宅介護および重度訪問介護事業所を示す＝以下事業所という〕の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する規定を定め、事業所の従業者が支援を必要とする障害者に対し適正な指定居宅介護および重度訪問介護（＝以下指定居宅介護等事業という）を提供することを目的とする。

〔運営の方針〕

第2条 事業所の従業者は、要支援者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活に役立つよう家事、入浴、排泄、食事、外出等の介護および見守り、移動時の介護、その他の外出支援、文化・教養と健康増進のための余暇活動、生活相談等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復と健全な成長を支援し、豊かな日常生活の実現に寄与するものとする。

〔事業所の名称等〕

第3条 事業をおこなう事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) ①名称 ひなたぼっこ
- ②所在地 岐阜県中津川市蛭川 6393 番地 2

〔職員の職種、員数及び職務の内容〕

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（法人常勤職員・他の業務兼任）
管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 3名(常勤・非常勤職員)
サービス提供責任者は事業所に対する指定居宅介護等事業の利用の申し込みに関する調整およびサービスの実施に関する調整、利用者とその家族の生活相談を受け、適切な指導、アドバイスを行う。
- (3) 職員 12名（サービス提供責任者を除く総数）
事業所の職員は居宅における余暇活動、入浴、排泄、食事の介助、外出時の支援等、利用者に対するサービス提供の中心部分を担う。
- (4) 事務職員 1名(非常勤兼務) 必要な事務を行う。

〔営業日及び営業時間〕

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日の毎日。（日曜日は必要に応じて対応。）但し事業所の都合によりやむを得ず休業とする場合は、事前に利用者との調整をおこなう。
- (2) 営業時間 営業日の午前8時30分から午後5時30分。但し早朝深夜間などの利

用について可能な限り要望に応じる。また事業所の都合によりやむを得ず休業とする場合は、事前に利用者との調整をおこなう。

〔介護の内容及び利用料その他の費用の額〕

第6条 事業の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める額とする。

事業の内容は、身体介護をともなう生活全般の支援・介護および家事援助であり、外出時における介護、その他日常生活に必要な支援であり、サービスの具体的な主な内容は以下のとおりである。

1 サービスの内容

(1)家事援助

(2)入浴、排泄への援助

(3)食事への援助

(4)健康チェック

(5)外出時における身体介護を含む移動支援

(6)研修、余暇活動、創作活動への支援など必要なことから

(7)通院介助

2 第9条の通常の事業実施区域をこえて行う事業に要する交通費は実費を徴収する。

3 利用者の希望による制度対象外の居宅支援の費用は、一時間当たり 1500 円徴収する。

4 外出支援・介護において要する経費は原則として利用者が負担する。

5 おむつ代は実費を徴収する。

6 日常生活において通常必要となる利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各号の費用の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名、捺印)をうけることとする。

〔緊急時及び事故発生時における対応方法〕

第7条 従業者は、指定居宅介護支援サービスを行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、家族および管理者に報告しなければならない。

本事業者は損害賠償保険に加入し、万が一の事故の場合、治療費・逸失利益・慰謝料等の損害については当事業者が加入する損害保険の範囲内で賠償する。

〔居宅介護計画の作成〕

第8条 サービス提供責任者は利用者または家族の希望や意向および日常生活の状況をふまえて具体的な居宅介護支援計画を作成する。

〔通常の事業実施区域〕

第9条 通常の事業の実施区域は中津川市、恵那市とする。ただし利用者の希望があると

きは通常の区域を越えて実施することができる。

〔記録の整備〕

第10条 支援計画に基づいて実施したサービス等については様式に従って記録し整備した日から5年間保存し管理を厳重におこなう。

〔サービス利用にあたっての留意事項〕

第11条、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

〔非常災害対策〕

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を決め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため定期的に非難・救出訓練を行う。

〔その他運営についての留意事項〕

第13条 事業所は従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内。

(2) 現任者研修 年2回

(3) その他必要に応じ随時実施する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人ひなたぼっこと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

〔苦情解決〕

第14条 事業所が提供した指定居宅介護事業について利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し担当者をおく。また法人に第三者委員を含む事業適正化委員会を設置し、必要な場合苦情の内容、事業所がおこなった解決内容について審議し適切な措置を行う。

2 提供した指定居宅介護事業に関し市町村長、岐阜県知事または社会福祉法に規定する運営適正化委員会が行う全ての調査および検査、要請について協力するとともに、その指導または助言に従い改善するものとする。また利用者およびその家族の求めについても同様である。

〔虐待防止に関する事項〕

第15条 事業者は利用者等の人権の擁護、虐待の防止のため次の措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定および設置

(2) 成年後見人制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修理実施
付則

この規定は平成17年3月1日から施行する。

この規定は平成18年4月1日から施行する。

この規定は平成18年10月1日から施行する。

この規定は平成20年1月1日から施行する。

この規定は平成21年2月20日から施行する。

この規定は平成24年10月1日から施行する。

この規定は平成25年4月1日から施行する。

この規定は平成28年10月20日から施行する。

この規定は平成29年5月1日から施行する。

この規定は平成30年3月1日から施行する。